



改正戸籍法の施行（2025年5月26日）により、各市区町村から戸籍に記載する予定の氏名のフリガナが通知されることとなっており、フリガナに誤りがある場合は届出をすることになっていますが…

この届出を悪用した

詐欺にご注意ください！！

フリガナの届出にあたって、法務省や市区町村に金銭を支払うように要求することはありません。

詐欺を見抜くポイント

⚠ 届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合に届出は必要ですが、この届出に手数料はかかりません。

⚠ 届出をしなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそのまま記載されるので、罰則はありません。



不審に思ったら…

- ・ お住まいの市区町村担当窓口
 - ・ 最寄りの警察署、交番
- へご相談ください。